

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【公開番号】特開2016-110708(P2016-110708A)

【公開日】平成28年6月20日(2016.6.20)

【年通号数】公開・登録公報2016-037

【出願番号】特願2014-244215(P2014-244215)

【国際特許分類】

H 01 R 24/38 (2011.01)

【F I】

H 01 R 24/38

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月24日(2017.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

端子と、

前記端子と一体成形されたハウジングと、

前記ハウジングの少なくとも一部を覆う外部導体シェルと、を備え、

前記ハウジングの前記外部導体シェルとの対向面に、前記端子の少なくとも一部を露出させる貫通孔が設けられているとともに、前記外部導体シェルに向けて隆起して前記露出部を前記外部導体シェルから引き離す隆起部が設けられており、

前記外部導体シェルの前記ハウジングとの対向面に、前記隆起部を収容可能な窪み部が設けられていることを特徴とする同軸ケーブルコネクタ。

【請求項2】

前記外部導体シェルは板状金属を加工することによって形成されており、

前記外部導体シェルの前記窪み部は、前記板状金属を打ち出すことによって形成されている請求項1に記載の同軸ケーブルコネクタ。

【請求項3】

前記端子の露出部は、前記端子の厚さ方向において、前記端子の接触部とは反対の側に位置付けられている請求項1又は2に記載の同軸ケーブルコネクタ。

【請求項4】

前記外部導体シェルは一枚の板状金属から形成され、相手コネクタの円筒シェルと接続される略円筒部を有しており、

前記ハウジングの少なくとも一部を、前記略円筒部と、前記外部導体シェルの対向面との間に挟み込むことにより、前記外部導体シェルに前記ハウジングが取り付けられている請求項1乃至3のいずれかに記載の同軸ケーブルコネクタ。

【請求項5】

前記略円筒部は、前記略円筒部の円筒方向において、同軸ケーブルと重なりを有しない請求項4に記載の同軸ケーブルコネクタ。

【請求項6】

前記同軸ケーブルコネクタはライトアングル型コネクタである請求項1乃至5のいずれかに記載の同軸ケーブルコネクタ。

【請求項7】

端子と、

前記端子と一体成形されたハウジングと、

前記ハウジングの少なくとも一部を覆う外部導体シェルと、

を備え、

前記外部導体シェルは、

前記ハウジングが配置される面と、

前記面に配置された前記ハウジングの円筒部の側面を覆う略円筒部と、

前記面に配置された前記ハウジングのケーブル固定部をかしめるカシメ部と、

を有し、

前記端子は、

前記端子の厚さ方向において前記ハウジングに対して前記面とは反対側から相手コネクタの中心端子を接触させる、前記ハウジングの円筒部に設けた接触部と、

前記端子の厚さ方向において前記ハウジングに対して前記面とは反対側から同軸ケーブルの芯線と接触させる、前記ハウジングのケーブル固定部に設けた接続部と、

を有し、

前記端子の厚さ方向において、前記接触部は前記接続部よりも前記配置面に接近している、ことを特徴とする同軸ケーブルコネクタ。

**【請求項 8】**

前記端子は、前記接触部と前記接続部の間に、前記接触部を前記接続部よりも前記配置面に接近させる段部を有する、請求項 7 に記載の同軸ケーブルコネクタ。

**【請求項 9】**

前記段部は、前記端子の厚さ方向において、前記ハウジングに埋め込まれている、請求項 8 に記載の同軸ケーブルコネクタ。

**【請求項 10】**

前記接触部と前記接続部の間に、前記ハウジングと一体成形された板状の部分を有する、請求項 7 乃至 9 のいずれかに記載の同軸ケーブルコネクタ。